

【ご利用料金】

【基本料金】

提供時間帯		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本	7時間～8時間	762円	903円	1,046円	1,215円	1,379円
	6時間～7時間	715円	850円	981円	1,137円	1,290円
	5時間～6時間	622円	738円	852円	987円	1,120円
	4時間～5時間	553円	642円	730円	844円	957円
	3時間～4時間	486円	565円	643円	743円	842円
	2時間～3時間	383円	439円	498円	555円	612円
	1時間～2時間	369円	398円	429円	458円	491円

項 目		金 額	備 考
加 算	延長加算（8時間以上9時間未満）	50円／日	7時間以上8時間利用の前後に連続して1時間未満利用した場合に 加算します
	延長加算（9時間以上10時間未満）	100円／日	7時間以上8時間利用の前後に連続して2時間未満利用した場合に 加算します
	リハビリテーション提供体制加算 （3時間以上4時間未満）	12円／日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置して いる場合
	リハビリテーション提供体制加算 （4時間以上5時間未満）	16円／日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置して いる場合
	リハビリテーション提供体制加算 （5時間以上6時間未満）	20円／日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置して いる場合
	リハビリテーション提供体制加算 （6時間以上7時間未満）	24円／日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置して いる場合
	リハビリテーション提供体制加算 （7時間以上）	28円／日	基準を上回る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置して いる場合
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、 勤続10年以上の介護福祉士が占める割合が100分の25以上の場合
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数 ×86/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等 を実施しているものとして、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、 利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算 する。
	入浴介助加算（Ⅰ）	40円／日	入浴を行った場合 （利用時間帯によっては、提供できないことがあります） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
	入浴介助加算（Ⅱ）	60円／日	居宅の浴室環境を評価し、入浴計画に基づいて入浴を行った場合 （利用時間帯によっては、提供できないことがあります） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可

【ご利用料金】

項 目	金 額	備 考
加 算 リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	793円／月 開始日から 6か月以内	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。 (2) 通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス等基準第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ。）について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。 (3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。 (4) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 (5) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 (二) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 (6) (1) から (5) までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

【ご利用料金】

項 目	金 額	備 考
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	793円／月 開始日から 6か月以内	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ロ (1) 及び (2) に掲げる基準に適合すること。 (2) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (3) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (4) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (5) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準に該当しないこと。 (6) 利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔（く）の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 (7) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者（（8）において「関係職種」という。）が、通所リハビリテーション計画等の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の栄養状態に関する情報及び利用者の口腔（く）の健康状態に関する情報を相互に共有すること。 (8) （7）で共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種の間で共有していること。
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	473円／月 開始日から 6か月超	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ロ (1) 及び (2) に掲げる基準に適合すること。 (2) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (3) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (4) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (5) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準に該当しないこと。 (6) 利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔（く）の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 (7) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者（（8）において「関係職種」という。）が、通所リハビリテーション計画等の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の栄養状態に関する情報及び利用者の口腔（く）の健康状態に関する情報を相互に共有すること。 (8) （7）で共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種の間で共有していること。
リハビリテーションマネジメント加算	270円／月	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得た場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円／日	個別リハビリを集中的に行った場合 退院（退所）日又は認定日から3月以内

【ご利用料金】

項 目		金 額	備 考
加 算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円／日	認知症の方に、生活機能の改善を目的とした、個別リハビリを行った場合（1週に2日を限度） 退院（退所）日又は通所開始日から3月以内
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920円／月	認知症の方に、リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等詳細が記載されたリハビリテーション計画を作成し、生活機能の改善を目的とした、個別リハビリを行った場合（1月に4回以上実施） リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（イ）、（ロ）又は（ハ）のいずれかを算定していること。 退院（退所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内
	科学的介護推進体制加算	40円／月	指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。 イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250円／月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を定め、リハビリテーションを計画的に行った場合（6月以内） 指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（イ）、（ロ）又は（ハ）のいずれかを算定していること。指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。
	栄養改善加算	200円／回	低栄養状態の改善を目的として、栄養ケア計画を作成し、必要に応じて居宅を訪問、栄養改善サービスを行った場合（1月に2回を限度） ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養アセスメント加算との併算定不可
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円／回	利用者の口腔の状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており、加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能。 （Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
	口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	155円／回	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （１）言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 （２）利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 （３）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 （４）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 （５）通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （１）リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していること。 （２）イ（１）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （３）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

【ご利用料金】

項 目		金 額	備 考
加 算	重度療養管理加算	100円／日	重篤な状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
	中重度者ケア体制加算	20円／日	中重度の要介護者の受け入れ体制基準を満たしている場合
	若年性認知症利用者受入加算	60円／日	若年性認知症利用者に対して利用者ごとに個別の担当者を定め、通所リハビリテーションを行った場合
	退院時共同指導加算	600円／回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

【その他の料金】

項 目	日 額	備 考
食 費	780円	1日につき（利用時間帯によっては、提供できないことがあります）
教養娯楽費	実 費	クラブ活動の材料等
おむつ代	実 費	－